

改正健康増進法により、学校、病院、児童福祉施設等は 「敷地内禁煙*」とする必要があります。

※ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所(特定屋外喫煙場所)を設置することができます。

▼なぜ敷地内禁煙にしないといけないのか？

受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)により、がんや呼吸器の病気などの健康被害が起きる可能性があり、問題となっています。

健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙」をなくすために、施設内は原則禁煙となり、施設管理権原者には受動喫煙対策が求められることとなりました。

中でも、20歳未満の人や病気の人などは受動喫煙による健康影響が大きいいため、そういった方が利用する施設(第一種施設)は屋内禁煙より厳しい敷地内禁煙とされています。

▼いつから敷地内禁煙が義務付けられたのか？

法律が施行となった 2019年7月1日 から義務付けられました。

▼特定屋外喫煙場所の『必要な措置』とは？

① 喫煙をすることができる場所が明確に区画されていること。

(例：パーテーション等による区画)

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

③ 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所(例：建物の裏や屋上など)に設置する必要があります。

なお、特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにする等の配慮をお願いします。

また、第一種施設については、敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではありません。

詳細は、厚生労働省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙。」

(<http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。



<敷地内禁煙となる第1種施設>

○ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

○ 学校、病院、児童福祉施設等

① 学校、専修学校、各種学校

【学校教育法第1条、第124条、第134条第1項で規定するもの。専ら大学院の用途に供する施設を除く。専修学校は高等課程、専門課程又は一般課程（20歳未満の者が主として利用するもの）を有するものに限る。各種学校は20歳未満の者が主として利用するものに限る】

② 防衛大学校及び防衛医科大学校

【防衛省設置法第14条で規定する施設】

③ 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発総合大学校

【職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号、第3号、第27条第1項に規定する施設】

④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）

【国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第5号に掲げる業務に係る施設】

⑤ 独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）

【独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に掲げる業務に係る施設】

⑥ 国立看護大学校

【高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第16条第6号に規定する施設】

⑦ 陸上自衛隊高等工科大学校

【自衛隊法施行令第33条の2に規定する施設】

⑧ 航空保安大学校、海上保安大学校、海上保安学校

【国土交通省組織令第192条、第254条に規定する施設】

⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設

ア 児童福祉司又は児童福祉施設の職員、保育士を養成する施設

【児童福祉法第13条第3項第1号、第18条の6第1号に規定する施設】

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成施設

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に関する法律第2条第1項第1号、第2号に規定する施設】

ウ 理容師養成施設【理容師法第3条第3項に規定する施設】

エ 栄養士の養成施設【栄養士法第2条第1項に規定する施設】

オ 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所

【保健師助産師看護師法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号、第22条第2号に規定する施設】

カ 歯科衛生士養成所【歯科衛生士法第12条第2号に規定する機関】

キ 養護教諭養成機関、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教員養成機関、栄養教諭の教員養成機関

【教育職員免許法第5条第1項、別表第1備考第2号の3及び第3号、別表第2の2備考第2号に規定する施設】

ク 社会福祉主事の養成機関

【社会福祉法第19条第1項第2号に規定する施設】

ケ 自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る）【道路運送車両法第55条第3項に規定する施設】

コ 診療放射線技師養成所【診療放射線技師法第20条第1号に規定する施設】

サ 歯科技工士養成所【歯科技工士法第14条第2号に規定する施設】

シ 美容師養成施設【美容師法第4条第3項に規定する施設】

ス 臨床検査技師養成所【臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する施設】

セ 調理師養成施設【調理師法第3条第1号に規定する施設】

ソ 理学療法士養成施設、作業療法士養成施設【理学療法士及び作業療法士法第11条第1号、第12条第1号に規定する施設】

タ 製菓衛生師養成施設【製菓衛生師法第5条第1号に規定する施設】

チ 柔道整復師養成施設【柔道整復師法第12条第1項に規定する施設】

ツ 視能訓練士養成所【視能訓練士法第14条第1号に規定する施設】

テ 介護福祉士の養成施設【社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する施設】

ト 臨床工学技士養成所【臨床工学技士法第14条第1号に規定する施設】

ナ 義肢装具士養成所【義肢装具士法第14条第1号に規定する施設】

ニ 救急救命士養成所【救急救命士法第34条第1号に規定する施設】

ヌ 言語聴覚士養成所【言語聴覚士法第33条第1号に規定する施設】

ネ 青少年自然の家、青少年交流の家、国立オリンピック記念青少年総合センター

【独立行政法人国立青少年教育振興機構法第11条第1項第1号に規定する施設】

ノ 農業改良助長法施行令第3条第1号に規定する教育機関（20歳未満の者が主として利用するものに限る）

ハ 文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る）

【学校教育法施行規則第155条第1項第4号及び第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条第177条第7号に規定する施設】

⑩ 病院、診療所、助産所【医療法第1条の5第1項及び第2項、第2条第1項に規定する施設】

⑪ 薬局【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する施設】

⑫ 介護老人保健施設、介護医療院【介護保険法第8条第28項、第29項に規定する施設】

⑬ 難病相談支援センター【難病の患者に対する医療等に関する法律第29条第1項に規定する施設】

⑭ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師がその業務を行うもの）の用に供する施設

⑮ 障害児通所支援事業（宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のみ又はこれらのみを行う事業を除く）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設

【児童福祉法第6条の2の2第1項（同条第5項、第6項に規定する事業のみ又はこれらのみを行う事業を除く）、第6条の3第1項、同条第2項、同条第3項、同条第6項、同条第7項、同条第9項、同条第10項、同条第12項、同条第13項に規定する事業の用に供する施設】

⑯ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

【児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とするものを除く。）】

⑰ 母子健康包括支援センター【母子保健法第22条第2項に規定する施設】

⑱ 認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設】

⑲ 少年院、少年鑑別所【法務省設置法第8条第1項に規定する施設】